

保証制度の創設について

□創設した保証制度と目的

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき、「農商工等連携事業関連保証」及び「農商工等連携支援関連保証」を創設しました。この保証制度は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用した事業活動を促進するために必要な資金の円滑化を図ることを目的とするものです。

1 農商工等連携事業関連保証

○制度概要

対象者	主務大臣の認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者等	
保証限度額	個人・会社	8億8,000万円
	組合等	12億8,000万円
	①一般保証 個人・会社	2億8,000万円
	組合等	4億8,000万円
	②新事業開拓保証 個人・会社	4億円
組合等	6億円	
	③流動資産担保融資保証	2億円
	(注1)②については、新事業開拓保証の一般分及びその他の特例分含む (注2)③の保証割合は8割とする	
資金使途	認定計画に従って行う農商工等連携事業に必要な資金	
保証期間	特に定めない	
貸付利率	金融機関所定利率	
信用保証料率	・普通保険、無担保保険を利用する場合	責任共有保証料率 年0.68% 責任共有外保証料率 年0.8%
	・特別小口保険を利用する場合	責任共有外保証料率 年0.8%
	・新事業開拓保険を利用し、かつ、同保証の無担保残高が5,000万円を超える場合	責任共有保証料率 年0.85% 責任共有外保証料率 年1.0%
	・新事業開拓保険を利用し、かつ、同保証の無担保残高が5,000万円以内の場合	責任共有保証料率 年0.68% 責任共有外保証料率 年0.8%
	・流動資産担保保険を利用する場合	責任共有保証料率 年0.68% 責任共有外保証料率 年0.8%
	※なお、中小企業会計に準拠している場合又は有担保保証(普通保険又は新事業開拓保険を利用する場合に限る)は、それぞれ上記保証料から0.1%引き下げる	
連帯保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要とする 流動資産担保融資保証は、法人代表者のみとする	
担保	保証金額8,000万円超は、原則として有担保とする 流動資産担保融資保証は、流動資産のみを担保とする	

○保証申込手続

普通保証の申込手続に準じるものとし、信用保証依頼書の保証制度名欄に「農商工等連携事業」と表示し、認定計画書(写)を添付してください。

2 農商工等連携支援関連保証

○制度概要

対象者	主務大臣の認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利法人
保証限度額	2億8,000万円
資金使途	認定計画に従って行う農商工等連携支援事業に必要な資金
保証期間	特に定めない
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料率	責任共有保証料率 年1.15% 責任共有外保証料率 年1.35% ※なお、中小企業会計に準拠している場合又は有担保保証(普通保険を利用する場合に限る)は、それぞれ上記保証料から0.1%引き下げる
連帯保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要とする
担保	必要に応じ取り受ける

○保証申込手続

普通保証の申込手続に準じるものとし、信用保証依頼書の保証制度名欄に「農商工等連携支援」と表示し、認定計画書(写)を添付してください。